

空家等対策事業 事業内容について

都市整備部住まい政策課

【事業の概要】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空家等の所有者に対して適切な管理を促す。

また、空家等の発生を抑制し、利活用を促進するため、市民に対して空家の管理についての啓発を行うとともに、市場流通していない空家の利活用を促進する。

【主な事業内容】

◎空家相談窓口の開設

住まい政策課において、一元的に空家の相談対応をしている。

◎管理不適切な空家への対応

所有者に対して適切な措置を取るよう通知を行う。また、著しく管理不適切な空家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、立入調査の実施や外部の専門家の意見も聞きながら、慎重な判断のうえ、著しく管理不適切な空家「特定空家等」の認定を行い、指導を行っている。

◎専門家団体・企業との連携

空家の発生抑制や、市場流通の促進などについては、専門家団体や企業と連携し、空き家バンク制度や空き家セミナーの開催などの事業を協働で実施する。

◎空家の所有者等に対する啓発

固定資産税等の納税通知書に空家の適正な管理に関する啓発チラシを同封して、家屋の所有者等に問題意識を広める取組を実施する。

また、市民を対象とする空き家セミナー等の開催を実施する。(年1～2回程度)